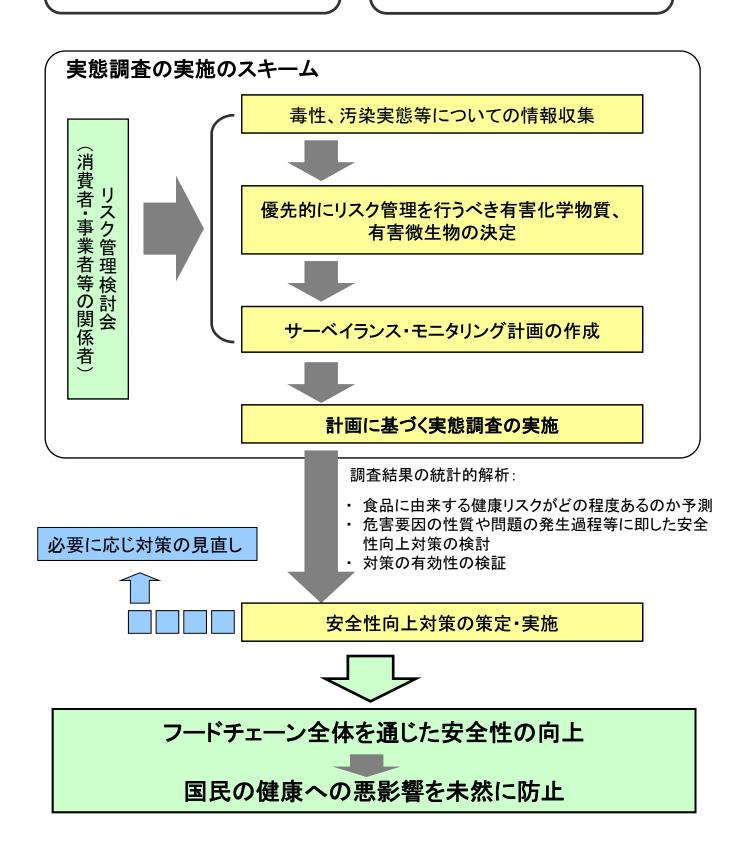
#### 有害化学物質及び有害微生物のリスク管理のための調査・分析

有害化学物質による食品や飼料の汚染実態の調査の実施 (平成 18年度~) 有害微生物による食品や生産 環境の汚染実態の調査の実施 (平成19年度~)



#### リスク管理検討会メンバーリスト(五十音順、敬称略)

平成23年2月現在

- 1. 莇 祥子 (コンシューマーズ京都)
- 2. 石井 胖行 ((財)食品産業センター)
- 3. 鬼武 一夫 (日本生活協同組合連合会)
- 4. 菅 いづみ (全国消費者団体連絡会)
- 5. 柴田 温 (全国農業協同組合連合会)
- 6. 下田 誠 ((株)マルエツ)
- 7. 手塚 義博 ((社)大日本水産会)
- 8. 中井 尚 ((社)日本フードサービス協会)

(注)リスク管理検討会においては、上記の者以外に、案件に応じ分野別の メンバーが参加

# 食品安全行政に関する世界的傾向

- 国民の健康保護が最も重要
- 科学データに基づく判断へ
- 後始末より未然防止

リスク分析

「リスク管理の標準手順書」(農水省2005)

■ 農場から食卓まで ―― 一次生産から消費まで (フードチェーン・アプローチ)

### WTO/SPS協定と食品安全

Sanitary and Phytosanitary (人、動物、植物の生命及び健康)

WTO加盟国の食品安全に関する措置は、

- ●科学的原則に則っていなければならない ― 科学的根拠なしに維持してはいけない(第2条2)
- もし国際的な基準(Codex規格)が存在するならば、それに基づいていなければならない(第3条1)
- リスク評価に基づいていなければならない(第5条1)

### 農水省によるリスク管理の標準手順書の作成

公表:平成17年8月25日

### 【内容】

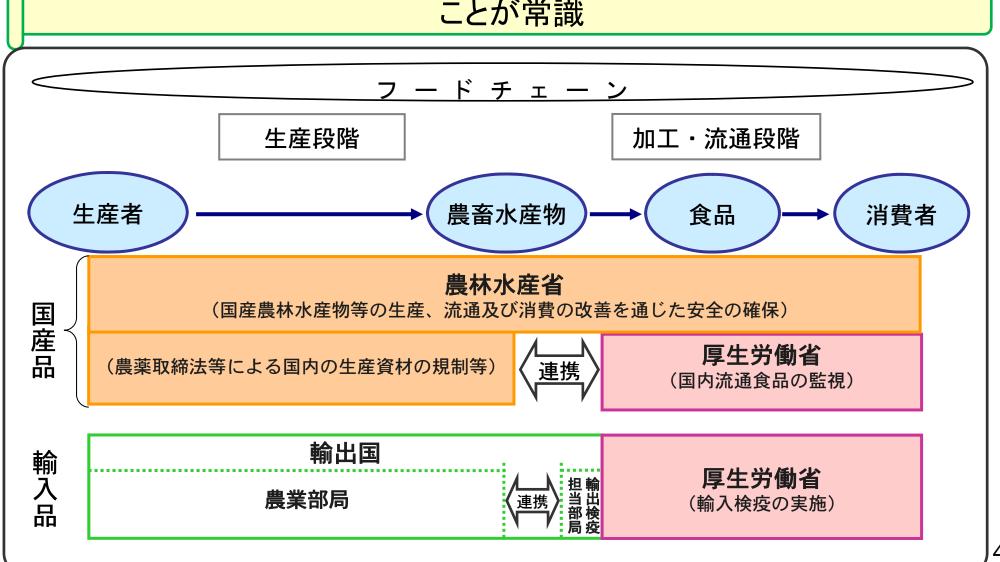
農林水産省が行うリスク管理の標準的な手順(ハザードに関する情報の収集・分析、データの作成、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等)を明確にしたもの

### 【期待される効果】

- 科学的原則に基づいて国際的に合意された枠組に 則ったリスク管理が可能
- リスク管理を一貫した考え方の下で実施
- リスク管理の過程で利害関係者の意見を反映

# 食品の安全性向上のために

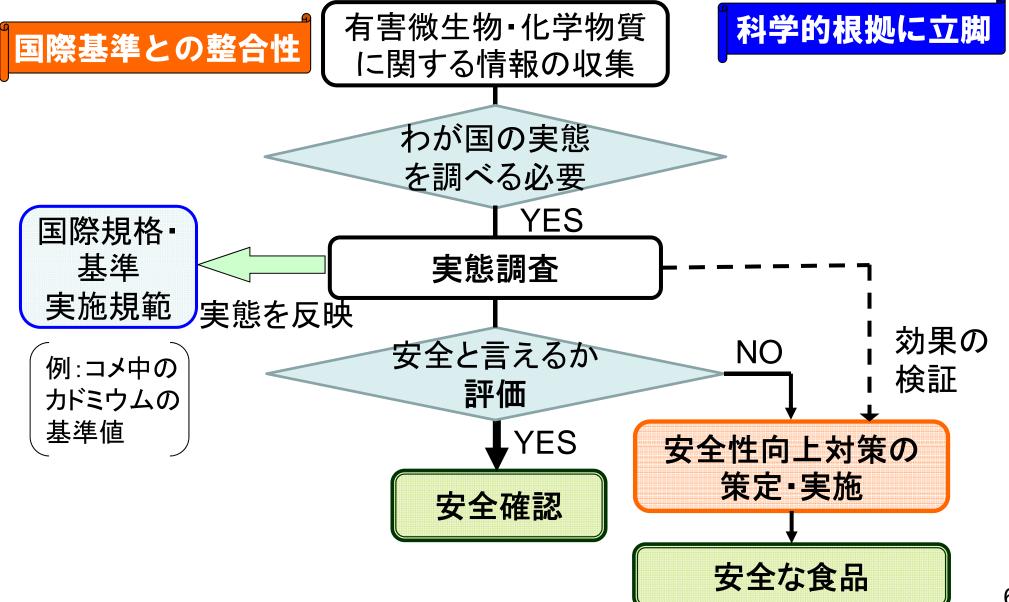
世界では、生産から消費にわたって、食品の安全性向上に取り組む ことが常識



### 食品の安全性向上のために(2)

- 食品の安全性向上には、日頃から「安全な食品を作る(作らせる)」地道な努力が必須
- まず食品がどの程度安全であるかを知ることが 不可欠
- 安全と判断されるのであれば、何か手を打ったり、 税金を無駄に使ったりする必要はない
- 安全と言えないのであれば、安全性を高めるために必要な措置を考え、実施する
  - その際、措置の実施可能性や効果、コストなど を検討
  - 措置を実施後、効果を検証

### 食品の安全性向上のために(3)



### 実態調査結果の活用

- ① 食品に由来する健康リスクの程度の予測
  - 「安全」であることの科学的根拠
  - 何か対策を打つ必要があるかを検討
- ② 危害要因の性質や問題の発生過程、問題の程度等を考慮した安全性向上対策(製造法の改善など)の検討・実施
- ③ 対策の実施によるリスク低減効果の検証
- ④ 基準値設定等の規制措置の検討にも活用

危険だから実態調査をするわけではない! 安全と言えるかどうかを知るための調査!